



長野県報

5月22日(木)
令和7年
(2025年)
第610号

目次

規則

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則（山岳高原観光課）…………… 1

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（疾病・感染症対策課）…………… 2

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定（食品・生活衛生課）…………… 3

解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）…………… 3

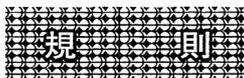
公告

林業種苗法に基づく生産事業者の登録（森林づくり推進課）…………… 4

建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）…………… 4

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 5

企画提案公募（プロポーザル）（教育政策課）…………… 5



規則

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年5月22日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第42号

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則

信州登山案内人条例施行規則（平成24年長野県規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

山岳高原観光課